

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
(省略)	(省略)	(省略)
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）	
	一 (省略)	(省略)
	二 その他のもの	(省略)
	(一) 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	
	、義務教育学校、	
	夜間において授業を	
	行う課程を置く高等	
	学校（中等教育学校の	
	後期課程を含む。）	
	若しくは特別支援	
同上	同上	同上
〇四・〇二	同上	
〇四〇二・一〇	同上	
	一 同上	同上
	二 同上	同上
	(一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	
	、中学校（義務	
	教育学校の後期課程	
	及び中等教育学校の	
	前期課程を含む。）	
	、夜間において授業	
	を行う課程を置く高	
	等学校（中等教育学	

〇四〇二・二二
～

(省
略)

(省
略)

- (1) (省 略)
- (2) (省 略)

学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

(省
略)

(省 略) (省 略)

〇四〇二・二二
～

同
上

同
上

- (1) 同 上
- (2) 同 上

校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するのためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

同
上

同 同
上 上

○四〇二・九九	(省略)
	(省略)
	(省略)

○四〇二・九九	同上
	同上
	同上

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限り。）	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）	同上	同上	同上	同上	同上
〇四〇二・一〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(省略)	○四〇二・九九 ～ ○四〇二・二二	(省略)	(省略)	(省略)	下この項において「学校等給食用のもの」という。(及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。))のうち 別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キログラム ムにつき一 〇五円三三	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キログラム ムにつき一 〇二円六七	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キログラム ムにつき一 〇〇円	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キログラム ムにつき九 七円三三銭	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キログラム ムにつき九 四円六七銭	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キログラム ムにつき九 二円	
同上	○四〇二・九九 ～ ○四〇二・二二	同上	(二) 同上	同上	るもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。))のうち 別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上